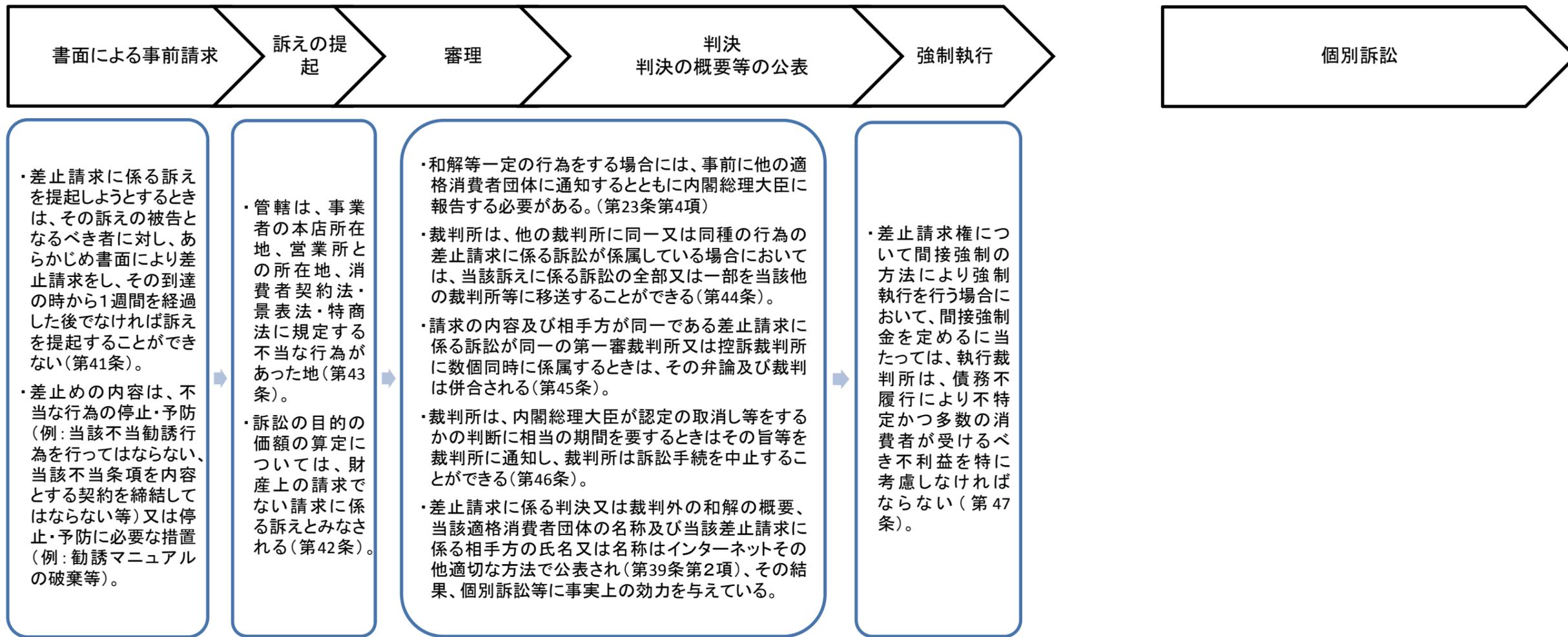
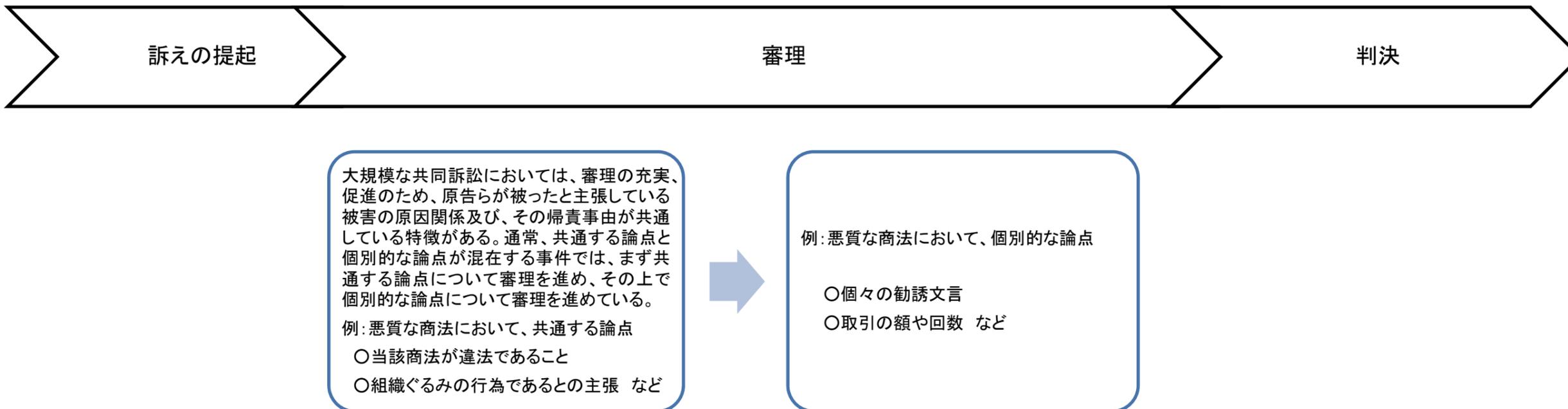


# 手続の流れと論点について

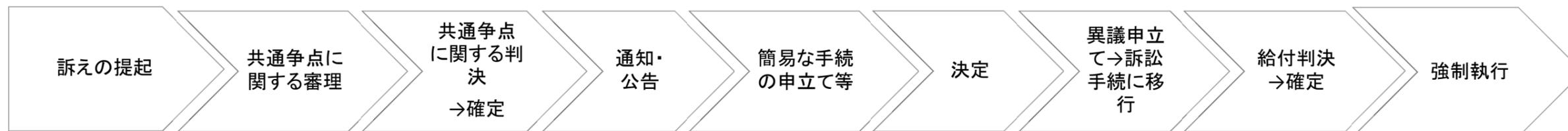
## 適格消費者団体による差止請求について(消費者契約法)



## 通常共同訴訟について(民事訴訟法)



# A案の手続の流れと主な論点



(対象事案)  
 ・制度の対象となる事案をどのようなものとするか。  
 (主体・法的構成)  
 ・手続追行主体としてふさわしい存在は何か、当該主体が手続を追行する根拠についてどう考えるべきか。  
 (本手続で救済を求めるための要件)  
 ・訴え提起のための要件、要件の審理及び判断、裁判所の許可の要否等についてどう考えるか。  
 (訴訟物・確認の利益)  
 ・一段階目の手続において、どのような事項について確認を求めることができるか。  
 ・請求の趣旨はどのように特定するか。  
 (対象消費者)  
 ・対象消費者の範囲はどのように特定するか。  
 (その他)  
 ・管轄裁判所  
 ・訴額の算定  
 ・時効中断

学納金の不返還特約が消費者契約法第9条第1号に反し無効であること。

・請求の趣旨及び対象消費者の範囲の変更方法  
 ・和解をすることができるか。  
 ・和解をした場合対象消費者にはどのような効力が及ぶこととすべきか。  
 ・関連訴訟の取扱い(他の集合訴訟、個人が行う訴訟、適格消費者団体による差止訴訟)。

特定の年度における特定の大学・学部の入試を受験して合格し、学納金を納入したが、入学を辞退した者。

例えば、請求の趣旨を「授業料等の不返還特約」の無効のみに限定することや、対象消費者は「3月31日以前に入学を辞退した者」に限定するなどの可否が問題になる。

(一段階目の判決の効力等)  
 ・どのような事項を判決で確認することとすべきか。  
 ・判決の効力  
 ・上訴の可否  
 ・判決は他の手続追行主体にはどのような影響があることとすべきか。

3月31日までに解除した場合は授業料等に関する不返還特約は消費者契約法第9条第1号に反し無効である。4月1日以降に解除した場合に関する部分、入学金に関する部分は請求棄却。

3月31日までに解除した者は二段階目の手続で授業料等の返還を求められるが、4月1日以降に解除した者は、別訴で独自の主張・立証をして裁判所の判断を求めることはできるが、二段階目で授業料等の返還を求めることができない。  
 入学金については、別訴で独自の主張・立証をして裁判所の判断を求めることはできるが、二段階目で返還を求めることはできない。

(通知・公告の在り方)  
 ・誰が行うか。  
 ・どのような方法で行うか。  
 ・どのような内容について行うか。  
 ・費用負担  
 ・通知対象者を把握するための方法

(二段階目の手続の在り方)

・第一段階目の手続との連続性  
 ・一段階目の判決の効力が二段階目に及ぶ根拠  
 ・手続の性質(訴訟か非訟か)  
 ・手続は一段階目の手続追行主体が取りまとめて行うこととすべきか。  
 ・管轄裁判所

二段階目では、納入済みの授業料等の返還を求めることになる。  
 個別争点は、契約解除の有無及びその時期となる。

・決定の効力  
 ・異議が出た場合の決定の効力はどのようにすべきか。

・異議申立ては手続追行主体が取りまとめることとすべきか。

・判決の主文はどのようなものになるか(支払先、決定との関係)。

・強制執行を一段階目の手続追行主体が取りまとめて行うこととすべきか。

## B案の手続の流れと主な論点

